第三条	以後	前
	給付を受ける権利に基づき支払うものとされる給付	給付を受ける権利に基づき支払うものとされた給付
	当該給付を支払うこととする日	当該給付が支払われた日又は当該給付を支払うこととする日
	支払うこととされる者	支払うこととされた者

2　第二条から第四条までの規定は、法附則第二条第一項において読み替えて準用する保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	支払うものとされる	支払うものとされた
	全額に	全額に、附則別表各号に掲げる当該保険給付が支払われた日又は当該保険給付を支払うこととする日の属する年度の区分に応じ
	当該保険給付を受ける権利に係る裁定が行われた場合におけるその	行われた当該保険給付を受ける権利に係る
	別表	同表各号の表
第三条	以後に当該給付	前に行われた当該給付
	以下この条及び次条において同じ。）が行われた場合におけるその裁定による	次条において同じ。）による
	として支払うものとされる	として支払うものとされた
第四条	支払うものとされる	支払うものとされた
	全額に	全額に、附則別表各号に掲げる当該給付が支払われた日又は当該給付を支払うこととする日の属する年度の区分に応じ
	当該給付を受ける権利に係る裁定が行われた場合におけるその	行われた当該給付を受ける権利に係る
	別表	同表各号の表

（移行農林共済年金及び移行農林年金に係る保険給付遅延特別加算金）

第三条　移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。以下この条において同じ。）及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。以下この条において同じ。）に係る保険給付遅延特別加算金については、それぞれ当該保険給付遅延特別加算金の計算の基礎となる移行農林共済年金及び移行農林年金とみなして、同法附則第六十条第二項の規定を適用する。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部改正）

第四条　社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「国民年金の給付」の下に「並びに厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による保険給付遅延特別加算金（同法第二条（同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する保険給付遅延特別加算金をいう。）及び給付遅延特別加算金（同法第三条（同項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する給付遅延特別加算金をいう。）」を加える。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第五条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「給付及び」を「給付、」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第六条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項中「場合」とあるのは「場合並びに」を「する場合」とあるのは「する場合、」に改める。

附則別表（附則第二条第二項関係）

一　平成十九年度及び平成二十年度	
昭和十五年度	七二九・七五二
昭和十六年度	六一四・一一一
昭和十七年度	六〇〇・二八二
昭和十八年度	五七四・九四〇
昭和十九年度	五三七・二六二
昭和二十年度	四七三・二四〇
昭和二十一年度	四一七・九四〇
昭和二十二年度	四四・一〇一
昭和二十三年度	一九・一三四
昭和二十四年度	一〇・〇二〇
昭和二十五年度	七・三四九
昭和二十六年度	七・三四九
昭和二十七年度	六・一七二
昭和二十八年度	五・八三一
昭和二十九年度	五・四一四
昭和三十年度	五・〇二三
昭和三十一年度	五・〇二三
昭和三十二年度	五・〇〇五
昭和三十三年度	四・八二四